

河合町議会会議録

令和6年 6月7日 開会

河合町議会

令和6年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （6月7日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	10
○報告第1号の質疑	15
○報告第2号の質疑	15
○議案第42号から議案第50号の委員会付託	16
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	23
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	26
○散会の宣告	27
○署名議員	29

河合町告示第 2 1 号

令和 6 年第 2 回（6 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 6 年 6 月 7 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月7日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 令和5年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 2 号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議案第42号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 6 議案第43号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第44号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第45号 河合町公民館設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第46号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 日程第10 議案第47号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
- 日程第11 議案第48号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第12 議案第49号 財産の取得について
- 日程第13 議案第50号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて
- 日程第14 請願第 1 号 議会モニター制度の制定を求める請願書について
- 日程第15 議員発議第3号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書
- 日程第16 議員発議第4号 政治にかかわる資金の透明性を確保し、政治への信頼を取り戻すことを求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 杵 本 貴 司
3 番 梅 野 美智代
5 番 中 山 義 英
7 番 長谷川 伸 一
9 番 大 西 孝 幸
1 2 番 疋 田 俊 文

2 番 常 盤 繁 範
4 番 佐 藤 利 治
6 番 坂 本 博 道
8 番 杵 本 光 清
1 1 番 岡 田 康 則

欠席議員（１名）

1 0 番 馬 場 千恵子

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	生活環境部長	佐 藤 桂 三
ま ち づ く り 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育委員会 教育振興部長	中 尾 勝 人
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦	住民福祉課長	古 谷 真 孝
福祉政策課長	浦 達 三	子 育 て 健 康 課 長	谷 田 悦 子
建 設 課 長	吉 田 和 彦	上下水道課長	上 原 郁 夫
教育総務課長	川 村 大 輔		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第21号をもって令和6年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

よって、令和6年第2回定例会は成立いたしますので、開会します。

なお、10番、馬場千恵子議員より欠席の届けを受けております。

本日の定例会は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承くださいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 本日は、令和6年第2回6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご臨席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会では、議案第42号から第50号までの9議案、報告第1号及び第2号の報告、合計11案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明を行います。皆様方には慎重審議をいただき、決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番、岡田康則議員、1番、杵本貴司議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題とします。

5月28日と本日、議会運営委員会を開催させていただいておりますので、議会運営委員長より会期等について報告願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 去る5月28日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日6月7日より6月19日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日7日が本会議、一般質問は11日火曜日、12日水曜日、午前9時からといたします。

総務文教常任委員会を……

○議長（疋田俊文） 暫時休憩。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（疋田俊文） 再開します。

○3番（梅野美智代） すみません。

一般質問は11日火曜日、12日水曜日の午前9時30分からとします。総務文教常任委員会を

13日木曜日午前10時からとします。厚生建設常任委員会を13日木曜日午後1時半からとします。常任委員会予備日は14日金曜日午前10時からとします。

なお、本会議最終日は19日水曜日午前10時からといたします。

本日に審議いたしますのは、報告第1号、報告第2号、請願第1号、議員発議第3号、議員発議第4号を上程し、逐条審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会議等についてはただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」「質疑を求めます」と言う者あり）

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 失礼いたしました。委員長と呼びまして、議長、申し訳ございませんでした。

議運の委員長の報告について、確認のために質疑をさせていただきます。

請願が出されておりました、本日審議という形になっている請願第1号の件でございますが、私、紹介議員となっております。趣旨のほうですね、ご覧になっていただければと思うんですが、すけれども、慎重な審議を望む形で請願を出させていただいている形でございます。

その上で伺いたいんですが、河合町議会会議規則第90条、こちらのほうに請願の委員会付託というものがございます。こちらのほうの項目としては2番、会議に付した請願の委員会付託は議会の議決で省略することができるとあります。加えて、議会基本条例第14条2項、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聞く機会を設けることができると、そういった形で条例のほうでも定められております。

本日、審議という形で議運のほうで決定になったという形でございますが、こういった内容の審議が行われて、この本日、採決という形に至ったのかご説明いただけますでしょうか。

○議長（疋田俊文） 暫時休憩。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

○議長（疋田俊文） 再開します。

梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 先ほどの常盤議員の質問にお答えいたします。

本日、議会運営委員会で決定したことに対しまして、皆さんが異議なしということでありました。紹介者さんが議長にお任せするということだったので、そのように決めさせていただきました。

以上です。

（「議長、ちょっとすみません、追加質問させてください」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 2回目の追加質問させていただきます。

重々、その決定事項は分かっております。また、経緯のほうも私は同じように紹介議員として申し上げさせていただいております。

私は、規則と、先ほど申し上げました会議規則第90条の2項、それと議会基本条例第14条の2項、この部分を、この条文に対してどのように検討されて今回の決定に至ったのか、説明を求めています。

以上です。

○3番（梅野美智代） 常盤議員のおっしゃっていることは、私も重々承知しておりますが、今回、諮らせてもらった結果こうなったので、このように決めさせていただきました。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 議運に参加の一議員として、皆さんの前で報告させていただきます。

議運メンバーである坂本委員のほうから、馬場議員が今日、体の不調でお休みと。そのときに議運委員長のほうからどうこういう話は一切ございませんでした。議長のほうから、やっぱりこれはいてないのは仕方ないというような説明はございました。

ただ、河合町議会として、全議員がそろって同意できれば一番最高の施策になると思うんです。そういうことの観念から、やはりもっと付託するなり、最終日に持っていきなりすることが必要であったかなあという今、反省を思っています。

だからもし、議運の中で決まったからとおっしゃるのであれば、自分の考えをストレート

に述べていただきたい。

○議長（疋田俊文）　ちょっと暫時休憩します。

休憩　午前１０時１４分

再開　午前１０時１５分

○議長（疋田俊文）　再開します。

○６番（坂本博道）　自分も議運のメンバーなんで、先ほど言われた今日やるということに、一応その場としては、意見は言いつつもそうするというところについてなつたとは理解しています。

ただ、その前提は先ほども、請願の件については発議者及び紹介議員ともに進め方は任せるというふうになっているということが前提でした。ただ、今ちょっと多分常盤議員が言われているのは、会議規則のほうで結局本来請願は委員会に付託されんといかんけれども、それをしない場合は議決するというふうになっている部分という手続を言ったのではないかという意味も入っているのかなとは今思っているところなんです。

それと、そういう点で基本条例のほうは呼ぶことができるというふうになっていますからこれは今日審議するとしてもそれはしないこともできるから、それはそれでいいんですけども、やむを得ないですけども、そのことを言われているのかなと思うんで、そこも含めてそういう提案というか決定した経緯についてはちょっと説明しておくべきかなとは１点。

それと、確かに馬場議員が今日お休みなんで、採決に加えられないということについては意見表明ができないんじゃないかという、たしか意見は述べたところです。多数決で決めたというわけではないんで、ですけども、そういう懸念はあったということは、発言したということは一応とどめてもらいたいなと思います。

○議長（疋田俊文）　他にございませんか。

○２番（常盤繁範）　質問を求めます。

先ほど、質問をさせていただいた明確な回答はありませんので、改めて同様の内容を質問させていただいて、議会運営委員長にご答弁いただきたいんですけども、質疑を許していただけないでしょうか。

○議長（疋田俊文）　質問は２回まで、ということです。

○2番（常盤繁範） ですが、答えをもらってません。

○議長（疋田俊文） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時44分

○議長（疋田俊文） 再開します。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 常盤議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、常盤議員からの説明がありませんでした。こちらのほうは委員会までに説明を求めましたが、それがなかったので議長にお任せするということでしたので、私の判断としましてここで審議をしてもらうという判断にいたしました。

しかし、常盤議員が第90条の2項について異議申立てがあるということでしたら、この場で議長によってもう一度採決を取っていただいたらいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（疋田俊文） それで異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） それでは、会議規則第90条第2項に基づき、請願第1号の委員会付託を省略し、本日審議することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 5名です。同数でございます。

同数となりましたので、議長採決をさせていただきます。

議長は、委員会付託を省略し、本日審議することに賛成です。

よって、請願第1号は本日に審議いたします。

よって、会期は委員長報告のとおり、本日7日より19日までの13日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より、議案第42号より議案第50号までの9議案、報告第1号より報告第2号の2報告について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、6月定例会に上程いたされます議案第42号から第50号までの9議案、報告第1号及び第2号の2報告、合計11案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案第42号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,161万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を90億9,665万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8、9ページをお願いします。

今回の補正のうち人件費につきましては、4月の人事異動等に伴う予算の組替えとなっております。

次に、人件費以外のものについて説明いたします。

10、11ページ中段をお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目7諸費では、久美ヶ丘集会所及び薬井集会所に手すり等を設置するとして30万円増額するものでございます。

なお、この事業については自治総合センターコミュニティ助成金が100%充当されます。

12、13ページ中段をお願いします。

同じく、項6監査委員費、目1監査委員費では、個別外部監査委託料として300万円増額するものでございます。

14、15ページ中段をお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として44万6,000円を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

16、17ページ下段をお願いします。

同じく、項2児童福祉費、目3児童措置費では、対象児童の年齢拡充に伴うシステム改修費として776万6,000円増額するものでございます。

18、19ページ上段をお願いします。

同じく、目 5 学童保育費では、県の交付金額確定に伴う返還金として172万8,000円増額するものでございます。

20、21ページ上段をお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保険衛生費、目 2 予防費では、新型コロナウイルス感染症予防接種を受けられる方の自己負担を軽減するため、4,747万4,000円増額するものでございます。

なお、この事業の財源については、国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対策基金を充当する予定です。

28、29ページ中段をお願いします。

款 7 土木費、項 4 都市計画費、目 3 公共下水道費では、4 月の人事異動に伴い、人件費相当分として287万3,000円を下水道事業会計に繰り出すものでございます。

30、31ページ下段をお願いします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費では、消防団員 4 名の退職報償金として47万1,000円及び消防団員の安全装備品購入費として11万6,000円の合計58万7,000円を増額するものでございます。

なお、安全装備品購入費については、消防団員安全装備品整備事業助成金が100%充当されます。

34、35ページ中段をお願いします。

款 9 教育費、項 5 社会教育費、目 2 公民館費では、中央公民館のパソコンリースを更新するとして31万5,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6、7 ページをお願いします。

中段の、款19繰入金のうち、目 1 財政調整基金繰入金については、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として1,693万円増額するものですが、それ以外については、歳出各事業の財源として合計4,468万6,000円増額するものでございます。

以上、歳入歳出6,161万6,000円の増額補正となっております。

次に、議案第43号 令和 6 年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ89万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を21億2,389万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

8、9 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費として89万1,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6、7 ページをお願いします。

事業の財源としまして、款 4 国庫支出金で44万5,000円及び款 7 繰入金で44万6,000円をそれぞれ計上しております。

以上、歳入歳出89万1,000円の増額補正となっております。

次に、議案第44号 令和 6 年度河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、4 月の人事異動に伴うものでございます。

第 2 条、収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用で281万2,000円及び同じく第 3 項特別損失で 6 万1,000円増額するものでございます。収入では、第 1 款下水道事業収益、第 2 項営業外収益で287万3,000円を増額するものでございます。

第 3 条、議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費1,427万9,000円を1,715万2,000円に改めるものでございます。

次に、議案第45号 河合町公民館設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、中央公民館パソコン室に設置しているパソコンの更新に伴い受益者負担の観点から、1 時間当たりの使用料を200円から300円に改定するために条例の一部を改正するものでございます。

なお、この条例は令和 6 年10月 1 日から施行するものです。

議案第46号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が解散した際の事務の承継に関する規定を設けるために、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 286条第 1 項の規定に基づき協議するに当たり、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行するものです。

議案第47号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散についてでございます。

このことにつきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分についてでございます。

このことにつきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号 財産の取得についてでございます。

このことにつきましては、廃棄物運搬脱着ボディーシステム車両等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は1,417万2,400円、契約の相手方は新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支社支店長、森島孝明でございます。

議案第50号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてでございます。

このことにつきましては、団体に対する補助金の支出について、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、地方自治法第252条の41第4項の規定により準用する、同法第252条の39第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の議決を求めるものでございます。

次に、報告第1号 令和5年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

法に基づき、令和6年度に繰り越す事業として合計7事業、予算総額1億7,061万9,000円の財源内訳が確定いたしましたので、報告するものでございます。

報告第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

法に基づき、令和6年度に繰り越す事業として1事業、予算額500万円の財源内訳が確定いたしましたので、報告するものでございます。

以上、上程いたされました11案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 10分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎報告第 1 号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第 3、報告第 1 号 令和 5 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） ないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第 1 号 令和 5 年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎報告第 2 号の質疑

○議長（疋田俊文） 日程第 4、報告第 2 号 令和 5 年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6 番（坂本博道） はい、質疑。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6 番（坂本博道） 今回の繰越明許の中身については、計画不策定ということなんですけれども、一応これ計画そのものは、そもそもいつ頃完成する予定なんでしょうか。一応確認しておきたいと思います。

○上下水道課長（上原郁夫） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○上下水道課長（上原郁夫） こちらにつきましては、県の下水道課と協議しまして、令和6年度中に計画を策定する予定でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で報告第2号 令和5年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎議案第42号から議案第50号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第42号、日程第6、議案第43号、日程第7、議案第44号、日程第8、議案第45号、日程第9、議案第46号、日程第10、議案第47号、日程第11、議案第48号、日程第12、議案第49号、日程第13、議案第50号を審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしとの声ですので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第42号、議案第45号、議案第49号、議案第50号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、議案第48号を厚生建設常任委員会に付託します。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、請願第1号 議会モニター制度の制定を求める請願書についてを議題とします。

お手元の配付のとおり、紹介議員は常盤議員となっております。

紹介議員の常盤議員の議員の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） それでは、議会モニター制度の制定を求める請願の趣旨を述べさせていただきます。

河合町議会基本条例第14条、河合町議会会議規則第87条に基づき、河合町議会に対して請願します。

河合町議会基本条例第3条基本方針4項には、町民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めるとともに、町民が参画しやすい開かれた議会運営に努めることと定められています。

議会モニター制度により、町民が参画しやすい開かれた議会運営に努め、広く町民の意見に耳を傾けていただくことを目的として、制定を求めます。

参考資料として添付させていただいておりますが、宮城県亘理郡亘理町議会モニター設置規定を添付します。加えて、令和6年1月29日付河合町議会議長宛て、意見要望も添付します。

この2件要望の陳情は、政策提案として提出したのですが、いまだ回答はなく今回の請願に至った趣旨をご理解いただき、ご審議、ご採択くださいという請願者の意向でございました。

説明を終わります。

○議長（疋田俊文） これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、ちょっと質問させていただきます。

一応、このモニター制度の中でどういうことを実際やろうということについては、亘理町ですかね、ここの設置規定がありますけれども、これは結局改めて議会として決めていくということになるんでしょうか。

特に、どういうことをやったほうがいいかと、もし考えておられるんだったら、出してもらったと思います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 坂本議員の質問に答弁させていただきます。

私としましては、1つの設置規定の形としての例文として、凡例として挙げさせていただいております。この内容については、今後議会の中、河合町議会の議員の中でしっかりと揉んでいながら、また請願者の意見もその都度、ご意見をいただきながらつくり上げていければと思います。

加えて申し上げますが、実際にこの亘理町議会モニター設置規定の定められている宮城県の亘理郡亘理町ですね、議会モニター制度うまくいっていません。設置の決め事はしているんですけども、新型コロナウイルスによって、そういった形のものが2年半ばかり行われておりませんでした。よって、また新たにどういった形で、例えばオンラインで議会の会議の内容を把握できるような形、そういったところも踏まえて、傍聴に限らず任命されたモニターさんがしっかりと意見を出せるような形につくり替えるために、今つくり直しているところでございます。

そういった形で私としましては、河合町オリジナルのモニター制度が制定できれば、そういったものを期待した上で、紹介させていただいております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 常盤議員に質問します。

この亘理町の議会モニターの設置規定を読まさせていただきますと、今考えておられるのは第3条で、モニターは次に掲げる要件を満たす者となっておりますんですけども、具体的に満18歳以上の町民であることと、また、国もしくは地方公共団体の議員である者、または過去に国もしくは地方公共団体の議員であった者を除くとなっております、この辺の成り手いうんですか、その辺は何か具体的にお考えはあるんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この件につきましては、ここまで定める必要はないのかなと。それと、この議会モニターという名称、また役割という部分も、また議員の皆さんと話し合っていければいいかなと。ちょうどいい形で議会事務局のほうで配付されている資料がございます。全員に行き渡っていると思いますので、紹介させていただきますが、町村議会議員の成り手不足対策検討会、全国町村議長会のほうから発行されているものですね。こちらのほうの資料のほうにも書かれているとおり、議会モニターという形にこだわらず政策サポーターです

とか、また子供議会という形のものを開いて、そこから提言をいただくですとか、また議会報告会という形のものに加えて意見交換の場を設ける、そういった形のものも含めて制度設定を考えていければと思っているところでございます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 常盤議員にお尋ねします。

添付書類の請願者の意見要望ということになって、2024年1月29日付で約7項目の意見要望がうたわれています。河合町議会疋田議長様ということで、議会について5項目、行財政について2項目ご提案がいただいています。この経緯につきまして、この請願者は意見要望出した後、議会から何らかの答弁、またご説明、返答の書面は出しておられるのか、その経緯を教えてくださいませんか。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 答弁をさせていただきます。

請願の趣旨のほうの最後の段落のところにも書かれているとおり、令和6年1月29日付河合町議会議長宛て、意見要望を添付しますと。この陳情は政策提案として提出したのですが、いまだ回答はなくという形で述べさせていただいております。

私自身もこの2024年1月29日付の疋田議長に対しての意見要望、この内容ですね、この請願の相談を受けた際に初めて知りました。よって、全議員に対して議長のほうからこういった意見要望が出されてますよといった形の手続は行われていなかったような気がします。

それに対して、私のほうで請願者のほうに確認しましたら、回答、項目としては7項目あるんですけども、それに義務としてはないんですね。請願、陳情について、陳情については義務はないんですけども、回答義務はないんですけども、何らかの回答があったのかというところの部分、確認しましたところ、なかったという形でございます。

よって、そういった住民の方との意見交換のやり取りですね、しっかりと文書で提出しているものは文書で返すと、そういったものの、基本的なものはやり取りができていないというところの部分も踏まえて、今回の請願の趣旨のほう、最後の段落に述べさせていただいている経緯でございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっとさっきの続きで質問します。

1つは、このそのものは、だからモニターになれる場合は議長から、というか議会が委嘱するという形になるんだと思うんですが、ちょっとその人の確認と、それから目的のところなんですけれども、亘理町のやつも参考にしながらですが、主としては議会の運営であったり、また議論の進め方だったり、住民との関係で、議会が開かれたことに対して意見を求めていくことが中心なんではないでしょうか。

一部、政策的な問題についても意見を求めることも期待するようなモニター制度を考えているのでしょうか。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 答弁をさせていただきます。

まず、委託するというものは、議会より委託するという形なと思います。

2つ目の問いについてなんですが、請願の趣旨のとおりなんですけれども、議会基本条例第3条4項にのっとる形で、皆さんで決めていければいいと考えます。今限定でご答弁させていただくことによって、確定してきてしまう、絞られてしまう、目的がですね。そういった形ではなくて、今後12人全員の議員の意見を踏まえてつくり上げていければと、また、それが請願者の願いであります。

私一人で、紹介議員として私一人がこういう形でどうですかというお話ではなくて、みんなでつくり上げていていただきたい。話合いの機会がどうも減っているような気がすると、その話合いの機会を復活させるという意味合いを持って、今回私は請願させてもらっているんだと請願者の意向を伺っておりますので、この場ではこの議会基本条例第3条4項に基づいてみんなで決めていければと、そのように考える次第でございます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。質疑は……

岡田議員。

○11番（岡田康則） はい、すみません。

このモニター制度、私自身、近隣町それと大阪府下の友好というか、つながっております議員さんにもお聞きしました。そしたら、そのことはまだ初めて聞いたということで、これからしていかないかんのやろうけどもまだまだちょっと時期尚早で、まだまだもんでいかな

いかなのではないのでしょうかというような答えもいただきまして、近隣でしているところがあり、もしあるのであれば、ちょっとお伺いしたいなというところがございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 奈良県内のほう、調べてみたんですけれども、あまり実施されているところはないと思います。全国的には、自治省、総務省のほうから通達が出ているとおり、進められているところではありますが、町単位、村単位での議会モニター制度の導入というのはまだまだ少ないと感じております。

基礎自治体として、市ですとかそういった形になりますと積極的に活用しているところありますが、現状ではあまり増えてない状況です。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑はないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 自分としては、賛成討論させていただきます。

確かに、議会と住民との関係ということについて、やはり私どもは議会改革の一つの一環として、やはり直接的なこういう制度というか仕組みとして、そういう住民が意見を言うたりできるようなものをつくるというのは議会改革の方向としては大事じゃないかなと思います。

また、さっきの報告会やいろんなだよりやらとか、こっちから情報発信であったり意見求める場をつくろうとしていますけれども、やはり制度的にそういう仕組みをつくるという意味では前進する議会改革制度やと思うもので、ぜひ設置をして、中身については先ほど言われてますように、これから考えるところでありますけれども、進めていくことがよいのではないかとこのように思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

なければ……

中山議員。

○5番（中山義英） 賛成討論ですけど、よろしいですか。

○議長（疋田俊文） はい。どうぞ。

○5番（中山義英） この議会モニター制度というのは、これは全国的には一昔前に比べたら、やはりかなり増えてます。それは、やはり議会や行政に対する住民の関心が高まっているということの表れだと思うんです。実際、私も生駒市の時代、要綱まではつくってませんけれども、やはり住民からの要望あれば、それに似た形でやはりやってたと。それで、周りの町村がやってるとかやってないの問題じゃなく、住民がやはりそういうことを求めておられるということであれば、当然、河合町も議会基本条例があるのでやはり率先して、先頭なってもいいから開かれた議会ということで、こういうのはやっていくべきだし、またそれが今の時代の流れに沿ったことだと思うんで、賛成ということで意見とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

坂本議員。佐藤議員。すみません、間違うて。

○4番（佐藤利治） はい、佐藤でございます。

賛成討論させてもらいます。先ほどから他の議員もおっしゃっているように、ほかがやってないからとか云々ではなく、そのやはり河合町議会として、昨年も議会報告会を行われましたけれども、任意であります、出席者は。そやけどその質問に対しての答弁もまだできてない、今年もある時期になってきたらやるというようなことを議運委員長を中心にあると思います。

だから、そういうふうな意味でも含めてやはりこの発議者である方も参加されておりました。できたら、このモニター制度、やはりそういうふうな町民が言ってる、私たちは町民の代弁者でございます。そういう意味で、私は賛成したいと思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより請願第1号の採決を行います。

本案を原案どおり採択することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 5人でございます。賛成、反対、同数であります。

よって、議長が採択を行います。

議長は、請願第1号は反対であります。

よって、請願第1号については不採択いたします。

◎議員発議第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第15、議員発議第3号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成議員があります。

提出者の長谷川伸一議員、説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書、会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

それでは、意見書を読ませていただきます。

小中学校の学校給食の無償化を求める意見書。

学校給食は、学校給食法第1条に、食育の推進がその役割と目的として規定されており、教科学習と並んで学校教育の一環となっています。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなど、その教育的効果は大きいものです。

その経費の負担について、文部科学省は設置者の判断で保護者の負担軽減を図ることが可能であるとの見解を示し、食のセーフティーネットはもとより子育て支援や少子化対策として小中学校の給食費を全額補助、または一部補助する自治体も増えてきています。

しかし、自治体における給食費の無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費及び燃料費などによって自治体財政を圧迫するなどの懸念を生じる可能性があり、解決すべき問題も多く実施に踏み切れない自治体も少なくありません。本町もその自治体の一つです。

また、各自治体は特色ある給食の提供に努め、郷土愛の醸成につなげる食育を展開しています。こうした施策に支障を来さぬ制度設計も必要と考えます。

憲法第26条2項の理念の下、また本来公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担と食のセーフティーネットの格差を最小限にとどめる努力することは、国の務めです。

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども未来戦略方針において学校給食の無償化に向け、全国ベースで学校給食の実態調査が進められています。よって、国においてはこうした状況を鑑み、子供たちの健やかな成長を保障する質と量を確保する学校給食について、国の責任において財源確保を行い、全ての自治体が学校給食の無償化を実施できる制度設計を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月7日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども対策少子化対策）、こども家庭庁長官、奈良県知事へ意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

討論を省略して採決を行います。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 改めて、ひとつ賛成討論もしておきたいと思います。

この学校給食無償化については長年、本町含めていろいろ努力しているところです。しかし実態としてやはり財政的な問題があって、全国でばらつきがあるということは、そこに住んでいるかどうかでそのことが提供されないという問題、そういうことになります。

そういう点では、ぜひ国の制度としてやっぱり進めていくということを、強く地域からも進めていく必要があるんじゃないかと思います。同時に、最後に長谷川議員の提案にもありましたが、奈良県知事にもというふうになつとります。この点につきましては、町長の所信表明のときにも、国及び県にも進めるように要望したいという趣旨がありましたが、ぜひそういう点では奈良県も含めて、そのことについて一歩でも前進できるように進めていただきたいということで、ぜひ世論を広げていただけたらと思っております。

あと、最後残念ながら、今日、馬場議員が欠席ということになつとしまして、この件についても強く求めていることであつたので、そういう点ではちょっと意思表示ができないというのは非常に残念だということもちょうつと言うときながら、これについて賛成討論としときます。

○議長（疋田俊文） ほかにございませんか。

（「賛成討論いたします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論をさせていただきます。

私としましては、基礎自治体が給食費の補助をする云々という議論を行って、施策として出されるということ自体がナンセンスだと考えております。本来、国がこういったものに対しては保障するという形を取り、それぞれに基礎自治体が、例えばですけれども、上乘せして質をよくしてほしい、量を考えてほしい、取り扱う原材料を考えてほしいと、そういった意味合いで、上乘せする形の予算編成を行う。それが基礎自治体それぞれの特色として出てくる、そういった形として本来議論すべきであって、私としましては、その考えに基づきましてこの意見書、賛成討論させていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私のほうからも賛成討論をしたいと思います。

ただし、立派なことで国挙げてというのも分かります。我が党のほうもそのように今動いている途中でございます。

ただ、河合町におきましては、その財源を含めての協議会、子供子育て世代だけでなく、やはり高齢の方の意見もしっかり聞いていって、うちの一番弱点の協議会というのが行われない、住民交えて話し合うべきということをつけ加えて、それをやっていただきたい要望も含めて、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第3号 小中学校の学校給食の無償化を求める意見書については、可決されました。

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第16、議員発議第4号 政治にかかわる資金の透明性を確保し、政治への信頼を取り戻すことを求める意見書を議題とします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の坂本博道議員、説明を求めます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、政治にかかわる資金の透明性を確保し、政治への信頼を取り戻すことを求める意見書について説明させていただきます。

政治資金収支報告書への政治資金パーティー収入の未記載と未記載分のパーティー券収入の国会議員へのキックバック、裏金化が問題となり、国民の政治不信を大きくしております。

政治資金規正法は、政治資金の収支の公開等により政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにし、政治活動の公明と公正を確保することにより民主政治の健全な発達に寄与することを目的としております。この法の趣旨から逸脱し、裏金が地方議員へも回っているのではないかと憶測されるような今回の事態は、地方議会としても看過できず、誠に遺憾と言わざるを得ません。

裏金の温床になっていた政治資金パーティーは、利益率も高く、政党助成制度の創設で禁止された企業団体献金の抜け道となり、結果として政治が弱められることになるのではないかと指摘もあります。

また、裏金問題もその経緯、還流資金の使途等、疑問も多く政策活動費の在り方含め、国民の不信の要因となり、その徹底解明が求められております。

今回の事態の再発防止には、政治資金パーティーの抜け穴を塞ぐ対策、また政治資金についても企業団体献金の禁止も含めた抜本的な対策なしには、国民の不信を回避できません。

よって、国におかれましては、政治資金規正法の本心に立ち返り、政治資金の透明性を確保するための抜本的な法改正を行い、再発防止と国民の政治への信頼回復に誠心誠意取り組まれるよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月7日、奈良県北葛城郡河合町議会。

なお、可決の際には、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣へ意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行います。

議員発議第４号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議員発議第４号 政治にかかわる資金の透明性を確保し、政治への信頼を取り戻すことを求める意見書に対しては、可決されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会したいと思います。

散会 午前１１時３７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 杵 本 貴 司